

令和7年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託企画提案募集要項

1 委託業務の名称

令和7年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託

2 委託業務の内容

別添「令和7年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

3 委託料上限額

4,678,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本募集要項に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。
- (5) 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (6) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (9) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (10) 日本国内の法人格を有する者であること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 参加意思表明書の受付 | 令和7年5月15日（木）17時まで（必着） |
| (2) 質問書の受付 | 令和7年5月15日（木）17時まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年5月19日（月）（予定） |
| (4) 企画提案書の受付 | 令和7年5月22日（木）17時まで（必着） |
| (5) 選定結果の通知 | 令和7年6月上旬（予定）まで |

6 参加手続

- (1) 参加意思表明書、企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、神奈川県観光公式サイト「観光かながわNOW」<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/>からダウンロードしてください。

(2) 参加意思表明書(誓約書)の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書(誓約書)(様式1)及び役員等氏名一覧表(別紙)を提出してください。参加意思表明書等の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書(誓約書)(様式1)及び役員等氏名一覧表(別紙)

イ 提出期限 令和7年5月15日(木)17時まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参

※ 持参も可としますが、電子メール又は郵送を推奨します。

エ 提出先 (公社)神奈川県観光協会 海外プロモーション推進事業 北村、シドニー

住所:横浜市中区山下町1

電子メールアドレス:kitamura@kanagawa-kankou.or.jp

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メール又はファクシミリで行います。

なお、質問書には、法人名、担当部署、担当者名、電話番号、回答先となる電子メールアドレス及びファクシミリ番号を必ず記載し、また、必要に応じて、質問に関連する仕様書等の箇所(ページ、項番等)を明示してください。

ア 提出書類 質問書(任意様式)

イ 提出期限 令和7年5月15日(木)17時まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ

電子メールアドレス:kitamura@kanagawa-kankou.or.jp

ファクシミリ番号:045-681-0009

エ 提出先 (公社)神奈川県観光協会 海外プロモーション推進事業 北村、シドニー

オ 回答日 令和7年3月19日(月)(予定)

(4) 企画提案書等の提出

別添「令和7年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書を作成し、見積書と併せて提出してください。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(様式2~5を含む。各ページに一連のページ番号を記載してください。)

(イ) 見積書(内訳明細を含む。任意様式)

a 宛名及び発行(提出)日を必ず記載してください。

b 宛名は、「(公社)神奈川県観光協会会長」としてください。

c 選定に当たっては、消費税を含むすべての税金を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、見積額に必要なすべての税金を加算し、合計額を記載してください。

なお、合計額算出にあたり1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

d 法人名、所在地、代表者(役職、氏名)を記載してください。

イ 提出部数 紙媒体4部

電子データ(PDF)1部

ウ 提出期限 令和7年5月22日(木)17時まで(必着)

エ 提出方法 紙媒体:郵送又は持参

電子データ:PDF、電子メール添付

※ 持参も可としますが、郵送を推奨します。

※ 電子データ(PDF)はメール1通当たり15MB以下としてください。

オ 提出先 (公社)神奈川県観光協会 海外プロモーション推進事業 北村、シドニー
住所：横浜市中区山下町 1
電子メールアドレス：kitamura@kanagawa-kankou.or.jp

7 選定方法

(1) 評価基準

審査会を設置し、企画提案書の内容に基づいて審査を行い、選定します。

審査項目	審査内容	配点
1 業務遂行能力 (20 点)	○自治体や国、企業その他団体に代わり行った、台湾からの インバウンド誘致事業（ファムツアー等）の実績【様式 3】 (5 点) ○全体管理【様式 4】(15 点) ・実施体制及び連絡体制 ・法令遵守及び個人情報保護 ・全体スケジュール	5 点 5 点 5 点 5 点
2 業務企画能力 (75 点)	○企画内容【様式 5】(75 点) ・参加者の提案 (10 点) ・訪問先の提案 (10 点) ・レセプションの提案 (10 点) ・施設視察の提案 (10 点) ・行程の提案 (10 点) ・開催時期の提案 (5 点) ・JNTO インセンティブ商談会 (台湾) の PR 方針 (10 点) ・JNTO インセンティブ商談会 (台湾) の代替策 (5 点) ・成果目標 (5 点)	75 点
3 見積 (5 点)	○見積額の妥当性 (5 点)	5 点
合 計		100 点

※ 審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※ 同点の場合は、「2 業務企画能力」の各項目の合計点が最も高い提案者を採用します。
さらに同点の場合は、審査委員が協議の上、決定します。

(2) 審査会における提案内容の説明及び質疑応答

ア 審査会における提案内容の説明及び質疑応答について

提案者には審査会において、提案内容の説明及び質疑応答を行っていただきます。

イ 審査会開催日 令和 7 年 5 月 29 日 (木) 開催予定

※ 審査会開催日、会場及び提案者ごとの集合時間については、令和 7 年 5 月 23 日 (金) 17 時
までに企画提案書 (表紙) に記載の連絡先に連絡します。必ず、日中連絡が取れる連絡先を
ご記載ください。

ウ 各提案者持ち時間

(ア) 提案内容の説明 15 分

(イ) 質疑応答 10 分 (予定)

エ 提案内容の説明方法

説明方法については特に定めはありませんが、提案書の内容に沿って説明をしてください。

なお、プロジェクター、スクリーン等の用意はありません。審査委員が各事業者から提案につ
いてのプレゼンテーションを受け、その内容等についての審査を行います。

オ 審査会に係る連絡

提案者多数の場合は、審査会における提案内容の説明及び質疑応答の持ち時間を短縮する場合
があります。この場合についても、イに記載の日時まで連絡します。

なお、書面審査又はオンラインでの提案内容説明及び質疑応答に変更する場合がありますので、

その場合は別途連絡します。

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 委託料の見積額が 3 に記載の上限額を超えるもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- オ 4 に記載の参加資格を満たしていないもの。

(4) 選定結果の通知

令和 7 年 6 月上旬（予定）までに通知します。

8 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、次点の提案者と、同様の契約手続を行います。
- (4) 契約書の作成

ア 本契約は、契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約により契約を行うこととします。

イ 契約書は、2 通作成したうえで各自その 1 通を保持するものとします。

- (5) 当該契約の相手方決定の効果は、令和 7 年度神奈川県当初予算に係る議会の議決がなされ、令和 7 年 4 月 1 日の令和 7 年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

9 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、契約相手方の選定以外の目的には、使用しません。
- (5) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (6) 本事業は、変更を伴う場合があります。その変更については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、対応します。

10 問合せ先

〒231-8521

横浜市中区山下町 1

（公社）神奈川県観光協会 海外プロモーション推進事業

担当者 北村、シドニー

電話 045-681-0007